

株券喪失登録情報等照会システムの情報提供及び利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(業務の範囲)</p> <p>第3条 機構は、<u>株券等に関する業務規程第9条</u>に規定する機構が取扱う株券(以下「取扱株券」という。)に関する株券喪失登録情報等を対象として、この規則による照会システムにおける情報提供及び利用に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成17年7月1日から施行する。</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第3条 機構は、<u>業務規程第9条</u>に規定する機構が取扱う株券(以下「取扱株券」という。)に関する株券喪失登録情報等を対象として、この規則による照会システムにおける情報提供及び利用に関する業務を行う。</p>